

1. この会は『全国ひきこもりKHJ徳島県つばめの会』と称する。

2. (目的)

当会は、次のことを目的とする。

- ① ひきこもりで苦しんでいる子供の回復・社会順化・社会復帰を促し、その長期化を阻止して、一日も早く時代を担える人に立ち直らせることに努める。
- ② 会員間で心おきなく療法・体験などの情報を交換し、専門家の講演会・セミナー・施設の見学などを行って、対応や心構え、連帯感などを醸成して。親(親族)の癒しや孤立感からの脱却に役立てる。
- ③ ひきこもりが大きな社会問題で、家族だけでは解決が困難である実状をセミナー・マスメディアを通じて社会に理解してもらい、人的・物的・経済的な救済・支援制度を確立してもらう。
- ④ ひきこもりも親(親族)の苦痛や悩みなど(薬剤の処方、暴力への対応、精神障害基礎年金、医師・カウンセラーの訪問など)を吸い上げ、関係機関の鈍い対応・対策へ要請をなし、責任ある相談窓口の設置を求め、各機関の連携ある対応を求めていく。
- ⑤ ひきこもりへの対応・解決の早期化を図るため、組織の拡大、強化(県単位化・大会の開催・全国化の模索・同種の会との連携など)を図っていく。
- ⑥ ひきこもりが社会的病理の現れであり、社会・家族・当人の危機であると同時に、思春期の子を持つ多くの親たちに、マスコミなどを通じて社会に警鐘し、抜本的な対策・研究・予防措置を講じるようにする。
- ⑦ 家庭と実社会の中間施設を全国各地に構築、スタッフを養成し、ひきこもり当人が何年かかろうと社会へ巣立っていけるシステムの構築を、国、地方自治体に求めていく。
- ⑧ 上記各項に役立ち、関連する一切の事項。

(事務局)

3. 当会の事務局は、当分の間、「〒776-0014徳島県吉野川市鴨島町知恵島372-6」に置く。

(会員)

4. 当会の会員は1家族あたり1会員とし、別紙の入会申し込みに必要事項を記入して会員となる。

(会費)

5. 会員は年会費として、金6,000円(前期、後期各3,000円)を支払うものとする。

(脱会)

6. 会員は、いつでも当会から届け出により脱会することができる。

(月例会参加費)

7. 会員は参加費(会場借料、通信費、資料作成費等に充当)として、毎回1家族、金500円を納めるものとする。但し、講師及びゲストを迎える例会に於いては、事前に役員で検討する。

(会員の義務等)

8. ① 会員は、当会の目的に反して、当会を政治的意図、物品販売、勧誘、宗教的布教などに利用してはならない。

② 会員は、当会の設立趣旨・目的及び財政的・組織的基盤が脆弱であることを理解して、積極的に協力し、各種会合や請願行動などに参加していくものとする。

## 9. (月例会等)

当会は、原則として毎月1回例会を開催する。

## 10. (役員)

① 当会には、会長1名、副会長2名、事務局担当者2名、会計・総務担当者2名、記録・月例会担当者2名、また必要により他の幹事を置くことができる。

② 当会には、会計監査役1名を置く。

③ 当会の役員は、原則として例会において会員互選により選任する。

④ 当会の役員の任期は、原則として1年とするが、例会の開催時まで伸長するものとし、再任を妨げない。

⑤ 当会には、顧問若干名を置くことができる。

(役員会)

11. ① 会長は、必要に応じて役員会を招集する。

② 会長が不在の時は、副会長がその任にあたる。

③ 会計監査役は、毎年6月の例会において監査報告を行うものとする。

(提携機関等)

12. 当会は、会員やひきこもり当人のため、診療所、クリニック、カウンセラー、フリースクール等の関係機関などと提携を結ぶことができる。

(事業年度)

13. 当会の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(細則)

14. 当会は、会員の他細部については必要な事項を細則で定める。

(会則の変更)

15. 本会則の変更は、会員の3分の1以上が出席した例会で、過半数の賛成により変更する。

(施行)

16. 本会則は、平成18年6月1日から施行する。

この規約の記載内容が正しいことを証明します。

平成 年 月 日

住所

氏名

